

三重県 災害警備活動拠点の整備 ～ 大台警察署の移転整備 ～



**地域の安全・安心を守り、人々から親しまれ、
信頼される警察署**

■ 建築概要

旧大台警察署は老朽化、狭隘化が著しく、利便性や災害警備活動拠点としての機能が不足しているという課題を解消するため、新たに整備しました。

場 所：多気郡大台町上三瀬877-5

用 途：警察署及び寄宿舍

構 造：RC(PCaPC)造一部S造3階建て

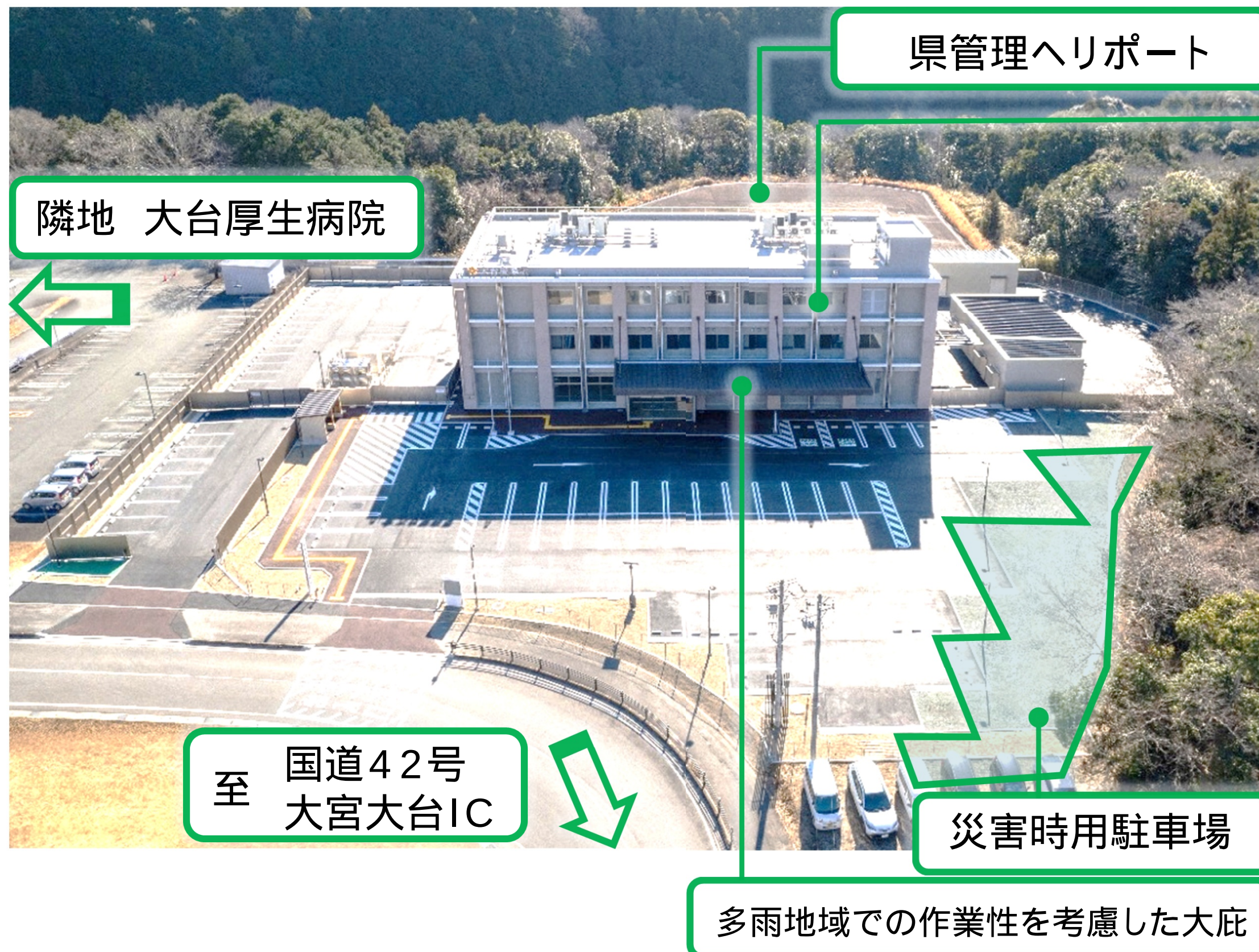
延べ面積：2,553.34㎡(庁舎棟)

工事期間：令和5年10月20日～令和7年1月14日

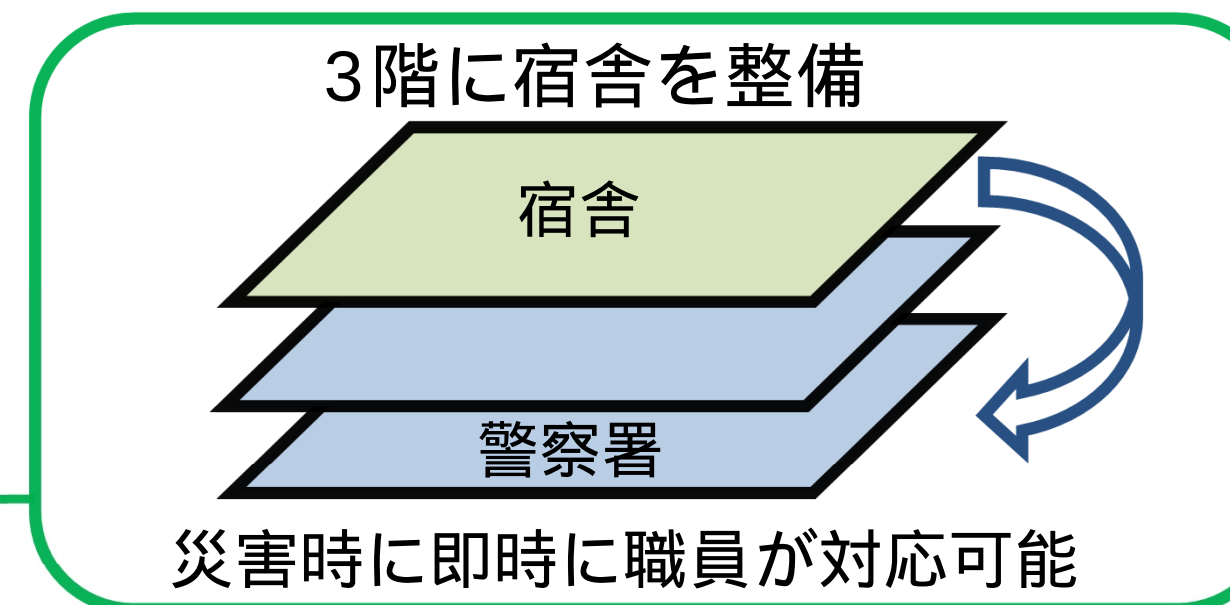
災害警備活動拠点としての機能

■ 周辺施設との関係

新しい大台警察署は町のほぼ中央に位置し、町役場や消防署につながる国道42号沿いで、緊急輸送道路となる紀勢自動車道のICに近接しています。また、県管理のヘリポートや病院が隣接しています。



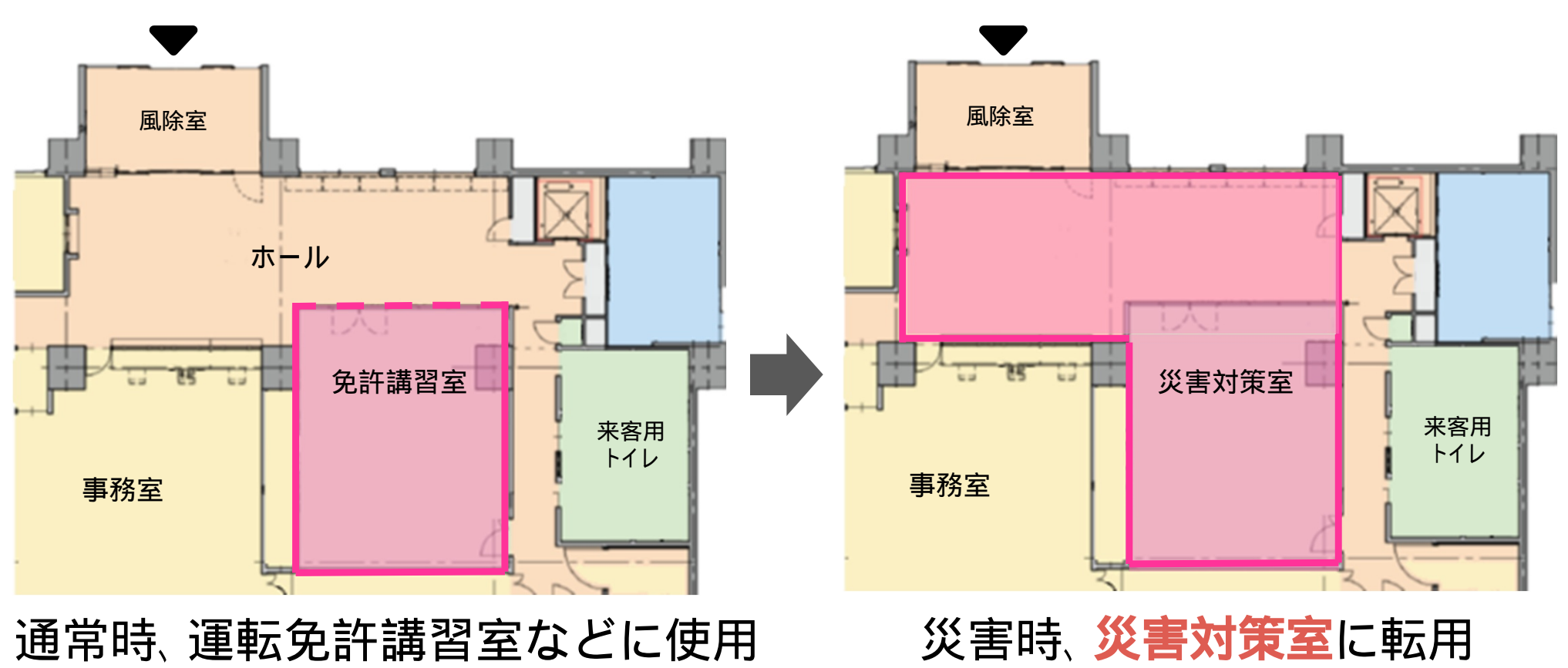
■ 警察署の上階に宿舎を整備



警察署は24時間体制のために当直室を備えています。災害時に即時に増員対応できるように県内で初めて警察署の上階に宿舎を整備しました。

■ 災害対策室に転用可能な室

災害が発生した際に、ホール側の可動式間仕切り壁を収納することで、ホールと一体になり、災害対策室に転用することができます。



■ 耐震安全性の目標

災害警備の活動拠点とするため「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を参考に構造は建築基準法レベルより1.5倍の強度としています。柱のサイズは、1m20cm×1m40cmとし、類の80センチ角に比べて大きく、構造体の強度を確保しています。

強度	分類	施設の種類の種類	柱サイズ比較
1.5倍	類	災害応急対策活動に必要な官庁施設 (警察署、消防署、病院など)	大 大台警察署の柱 1m40cm 1m20cm
1.25倍	類	多数の者が利用する官庁施設 (学校、社会福祉施設など)	類施設の柱 80cm 80cm
建築基準法 レベル	類	その他の官庁施設	小

参考：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省官庁官庁営繕部監修)



ホールと災害対策室

正面玄関の大庇

■ その他の災害警備活動拠点機能

非常用発電設備(5日間)
マンホールトイレ

雨水利用設備
災害時用駐車場